

京都自治体情報セキュリティクラウド 移行業務仕様書

1 事業概要

京都府及び市町村等は、一致協力してセキュリティ環境の向上を実現する「京都自治体情報セキュリティクラウド」（以下「セキュリティクラウド」という。）を平成 28 年度に整備し、平成 29 年度より運用を実施している。

本業務は、京都府自治体情報化推進協議会（以下「協議会」という。）が運営するセキュリティクラウドのサービス提供業務が令和 4 年 3 月 31 日で契約期間が切れるため、「京都自治体情報セキュリティクラウド（2 期）」（以下「新セキュリティクラウド」という。）への移行に係る業務（以下「本業務」という。）を行うものである。

2 移行方針

(1) 整備期間

協定締結の日～令和 4 年 3 月 31 日

なお、令和 3 年 12 月 1 日から、各構成サービスにおける新セキュリティクラウドへの移行作業を順次開始すること。

(2) 業務範囲の概要

新セキュリティクラウド移行のため、以下の業務を実施すること。

- ①設計（各機能要件実現方式、ネットワーク・セキュリティ関連設定項目、各機能設定方式、ポリシー制御、非機能要件等）
- ②設定（クラウド環境への設計内容の反映、開発環境、検証環境の構築、監視／バックアップ環境の構築等）
- ③テスト（テスト計画書の作成、各種テストの実施等）
- ④移行（並行稼働、本番環境へのデータ移行の実施等）

なお、本業務の範囲は、別紙 2 「各契約の業務範囲」のとおりとする。

<留意事項>

- ・別途調達する WAF・CDN 等サービス提供業務の受託事業者と連携し、整備を行うこと。
- ・参加する団体と移行に係る調整を綿密に行うこと。
- ・参加する団体側設備に係る設定変更が、最小限となるよう新セキュリティク

クラウドサービス側の設定や移行方法を工夫すること。

- ・参加する団体側設備に係る設定が必要な際は、団体の職員及び関係事業者に対し詳細にわたって説明し、迅速に質疑対応するほか、必要に応じて立ち会えるなど、きめ細かく支援すること。

3 要求仕様

本業務での移行後に実現する要求仕様については、別紙3「京都自治体情報セキュリティクラウド移行・サービス提供要求仕様書」のうち、別紙2「各契約の業務範囲」に規定する本業務範囲に係る部分とする。